

# 郡山市公園緑地課が所管する都市公園等における ドローン等の飛行の取り扱いについて

- ・ 郡山市内の都市公園等でドローン等の無人航空機を飛行させることは、公園利用者の安全確保や公園施設を破損するおそれがあることから、「危険のおそれのある遊戯及び公衆の公園利用に支障のある行為」により、原則禁止とする。
- ・ ただし、国・県・市等の公的機関もしくは事業者が業として行う飛行で、許可基準を満たす飛行は、公園内行為（変更）許可により飛行を可とする。（個人の趣味による飛行・撮影は禁止）

## 1. 対象施設

郡山市公園緑地課が所管する都市公園、森林公園、農村公園、ちびっ子広場(※)、公園予定地(※)

※ちびっ子広場・公園予定地は「行政財産使用許可」で対応

## 2. 飛行禁止の内容

ドローン等の無人航空機の飛行は原則禁止とする

※重量に関係なく、すべての無人航空機(玩具含む)が原則飛行禁止の対象

ただし、次に該当する場合は飛行を可とする

- (1) 事故や災害時において警察、消防等の活動に使用する場合
- (2) 国・県・市等の公的機関もしくは事業者が業として行う飛行で、「3. 許可基準」に適合する飛行申請に対して許可を受けた場合

## 3. 許可基準

以下の安全確保がなされることが確認できるときのみ、無人航空機等の飛行に係る許可をすることができる。

- (1) 次の飛行の方法が守られていること

- ア 日中（日出から日没まで）の時間帯に飛行させること
- イ 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周辺を常時監視して飛行させること
- ウ 人または物件との間に 30m以上の直線距離を保って飛行させること
- エ 火薬類、凶器などの危険物を輸送しないこと
- オ 小型無人機・無人航空機から物を投下しないこと

※ア・イ・ウについて国土交通大臣（以下、国と表記）の承認を受けている場合は、同承認の範囲内で飛行可能とする。

- (2) D I D（人口集中地区）など航空法の飛行禁止空域を飛行する場合は、国の許可を受けていること
- (3) 操縦者が技能を証する資格を所持又は国が定める機関で講習を受けていること
- (4) 無人航空機は「無人航空機登録原簿」に登録し、かつリモート ID 機能を備えていること
- (5) 無人航空機事故に備え保険に加入していること
- (6) 緊急の連絡体制が確保されていること

(7) 航空法その他関係法令の規定を遵守すること

(8) 当該行為により公園施設や第三者などに対し損害を与えた場合は、申請者の責による旨了承し、誓約していること

#### 4. 都市公園、森林公園、農村公園の申請方法

##### (1) 申請書

「公園内行為（変更）許可申請書」により申請する

| 区分                                 | 公園内行為（変更）許可申請書に添付する書類                                                                         | 提出期限                                        |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 国の許可・承認が必要な飛行<br><br>3 (1) (2) に該当 | ① 国の飛行許可承認書の写し<br>② 操縦者リスト(資格証・証明書)、機体の機種リスト(登録番号がわかるもの)、飛行計画書(図面)<br>③ 賠償責任保険契約書の写し<br>④ 誓約書 | ドローン使用予定日の5日前まで<br>(書類不備は受け付けない・使用料前納のため注意) |
| 上記以外                               | ① 操縦者リスト(資格証・証明書)、機体の機種リスト(登録番号がわかるもの)、飛行計画書(図面)<br>② 賠償責任保険契約書の写し<br>③ 誓約書                   |                                             |

##### (2) 使用料

飛行計画書に基づく飛行面積（機体の幅×飛行距離）の使用料が発生する

興行 30 円/㎡・日、興行以外 15 円/㎡・日

ただし、免除規定に該当する場合は減免となるので下記書類を提出する

必要書類：①公園使用料免除申請書

②添付書類（共催承認通知書、要綱、事業計画書、収支予算書 など）

※森林公園及び農村公園については、令和9年度の使用分から料金が発生（令和8年度は無料）

#### 5. ちびっ子広場・公園予定地の申請方法

##### (1) 申請書

「行政財産使用許可申請書」及び「同意書（納税確認）」により申請する

（添付する書類は都市公園、森林公園、農村公園と同様とする）

##### (2) 使用料

飛行計画書に基づく飛行面積の使用料が発生する。計算方式は下記の通り

$$(\text{公有財産の登録価格} \times 3 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}) / (\text{公有財産の登録面積} \times 100 \times 365 \text{ (または } 366 \text{)})$$

※期間が1月に満たない場合にあっては、上記で算出された額に100分の110を乗じて得た額

※令和9年度の使用分からは、「公有財産の登録価格」から「当該土地の適正な価格」に変更

ただし、郡山市行政財産使用料条例第3条に該当する場合は減免となる

##### (3) 提出期限

ドローン使用予定日の15日前まで（書類不備は受け付けない・使用料前納）

**申請者**

- ☐ 公的機関
  - ☐ 公園管理者（指定管理者含む）→申請不要
  - ☐ 公園管理者以外
- ☐ 法人
- ☐ 個人事業主（趣味による飛行は不可）

**申請施設**

- ☐ 都市公園、森林公園、農村公園（公園内行為）※5 日前までに申請
- ☐ ちびっ子広場・公園予定地（行政財産）※15 日前までに申請
- ☐ 指定管理施設（施設管理者へ申請）

**許可基準（必須）**

- ☐ 操縦者は資格を持っている or 国が認める講習を受けている
- ☐ 無人飛行機は「無人航空機登録原簿」に登録し、かつリモート ID 機能を備えている
- ☐ 賠償責任保険に入っている

**許可基準（その他）**

- ☐ 夜間飛行
- ☐ 30M 未満の距離で飛行
- ☐ 危険物の運搬 →許可できません
- ☐ 物を投下 →許可できません
- ☐ DID 地区内の飛行

**提出書類**

- ☐ 公園内行為許可申請書 OR ☐ 行政財産使用許可申請書
- ☐ 同意書
- ☐ 国の飛行承認許可書の写し【許可基準（その他）に当てはまる場合】
- ☐ 操縦者リスト（資格証・証明書）
- ☐ 機体の機種リスト（登録番号あり）
- ☐ 飛行計画書（図面）
- ☐ 賠償責任保険契約書の写し
- ☐ 誓約書

**使用料免除申請**

- ☐ あり ☐ なし
- ☐ 公園使用料免除申請書
- ☐ 添付書類

無人航空機飛行計画書

年 月 日

郡山市長（指定管理者）

申請人 氏名又は名称  
および代表者氏名  
電 話 番 号

担当者 氏 名  
(申請人と同じ場合は記入不要)

|           |                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飛 行 の 目 的 |                                                                                                                           |
| 公 園 名     |                                                                                                                           |
| 飛 行 の 日 時 | 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )<br>_____時_____分 から _____時_____分まで                                                                   |
| 飛 行 の 経 路 | 飛行計画図のとおり                                                                                                                 |
| 無人航空機の概要  | 登 録 記 号 :<br>型 式 ・ 名 称 :<br>寸 法 :<br>重 量 :                                                                                |
| 現 場 体 制   | 現 場 責 任 者 :<br>連絡先 :<br>操 縦 者 :<br>国家資格の有無 : 無 ・ 有 【番号 :<br>民間講習団体の卒業 : 無 ・ 有 【番号 :<br>操 縦 経 験 : 無 ・ 有 【 時間以上】<br>補 助 者 : |
| 加 入 保 険   | 保 険 会 社 名 :<br>※加入証明の写しを添付                                                                                                |
| 遵 守 事 項   | 誓約書の事項を遵守します                                                                                                              |

年 月 日

郡山市長（指定管理者）

住所

氏名

電話

担当者

### 公園でのドローン等の飛行に関する誓約書

郡山市公園緑地課（指定管理者）が管理する公園で小型無人機・無人航空機（ドローン等）を飛行させるにあたり、関係法令、市の条例及び施行規則等を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。

#### 記

1. ドローン等による騒音や墜落等により、公園利用者や近隣住民に迷惑をかけないよう配慮し、トラブルが発生したときは、責任をもって解決します。
2. 第三者へ損害を与えた場合は、全て申請者の責任において解決します。
3. 公園施設を損傷等した場合は、申請者が責任をもって弁償します。
4. 1～3の他、ドローン等の飛行等に起因する事故については、申請者において一切の責任を負います。
5. 天候等により飛行中止の指示があったときは、その指示に従います。
6. 公園施設外の飛行については、各地権者の許可（同意）を得た上で行います。